

令和2年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会
定 例 会 議 録

1. 招集日時 令和2年2月13日(木)午後4時00分

1. 招集場所 君津市役所 9階 議会全員協議会室

1. 出席議員 12名

1番 田中 幸子 君	2番 近藤 忍 君
3番 大村 富良 君	4番 石井 宏子 君
5番 鵜田 剛 君	6番 三浦 章 君
7番 小泉 義行 君	8番 平野 明彦 君
9番 鈴木 幹雄 君	10番 粕谷 智浩 君
11番 前田 美智江 君	12番 笹生 典之 君

1. 欠席議員 なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 渡 辺 芳 邦 君	副 管 理 者 高 橋 恭 市 君
監 査 委 員 鵜 田 源 一 君	会 計 管 理 者 鈴 木 美 代 子 君
事 務 局 長 高 岡 禎 暢 君	総 務 課 長 落 合 健 一 君
企 画 財 政 課 長 会 計 課 長 磯 部 純 一 君	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 所 長 小 泉 等 君

1. 職務のため出席した者の職氏名

書 記 長 岡 修 平	書 記 地 曳 雅 樹
書 記 友 野 千 明	

○議長(平野明彦君) 本日は、たいへんお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ここで、新たな組合議会議員を紹介いたします。昨年10月25日付けで君津市議会議長となりました、鴫田剛君をご紹介します。

○(鴫田剛君) 鴫田です。よろしくお願いいたします。

○議長(平野明彦君) 同じく、昨年10月25日付けで君津市議会より当組合議員に選出されました、三浦章君をご紹介します。

○(三浦章君) 三浦です。よろしくお願いいたします。

○議長(平野明彦君) 次に、昨年11月23日付けで袖ヶ浦市長となりました、粕谷智浩君をご紹介します。

○(粕谷智浩君) 粕谷でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(平野明彦君) 次に、昨年11月29日付けで袖ヶ浦市議会議長となりました、前田美智江君をご紹介します。

○(前田美智江君) 前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(平野明彦君) 以上で、紹介を終わります。

◎開会及び開議 午後4時00分

○議長(平野明彦君) ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

◎議長の報告

○議長(平野明彦君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第121条の規定により、議長の出席要求に対する出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に監査委員から、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第199条第9項の規定により令和元年度定期監査報告書等の提出があり、お手元に配布してあります。以上で、諸般の報告を終わります。

次に管理者より、令和2年1月16日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。なお、議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎議事日程の決定

○議長(平野明彦君) 次に、本日の日程につきましては、会議規則第19条の規定により印刷配布してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承ください。

(参 照)

議 事 日 程	令和2年2月13日 午後4時00分 開会
日程第1	議席の指定
日程第2	副議長の選挙
日程第3	会期の決定
日程第4	会議録署名議員の指名
日程第5	管理者の選挙
日程第6	議案上程
日程第7	提案理由の説明
日程第8	議案審議 (議案第1号ないし議案第7号)

◎日程第1 議席の指定

○議長(平野明彦君) 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条の規定により、鵜田剛君を5番に、三浦章君を6番に、粕谷智浩君を10番に、前田美智江君を11番に指定いたします。

◎日程第2 副議長の選挙

○議長(平野明彦君) 日程第2、副議長の選挙を行います。現在、副議長が空席となっておりますので、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたします。どなたか副議長の指名をお願いいたします。

前田美智江君。

○11番(前田美智江君) 当組合の議長及び副議長の経験がある、君津市の鵜田剛議員を副議長にご推薦申し上げます。

○議長(平野明彦君) ただいま、前田美智江君より、鵜田剛君を副議長に推薦する発言がありましたが、他に指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) 他に指名がないようですので、お諮りいたします。

ただいま指名のありました鵜田剛君を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認めます。よって、鵜田剛君が副議長に当選されました。会議規則第30条第2項の規定により、鵜田剛君に当選を告知いたします。

ここで、当選されました鵜田剛君に承諾のあいさつをお願いいたします。

○5番(鵜田剛君) 自席より、一言ごあいさつ申し上げます。このたびは皆様方のご推挙を賜り、本君津郡市広域市町村圏事務組合の副議長に当選をさせていただきました。誠に光栄に存じこころから感謝申し上げます。今後副議長として議長を補佐し、本組合の発展はもとより圏域の更なる発展のため全力で務める所存でございます。今後とも皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長(平野明彦君) 以上で、副議長の承諾のあいさつは終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長(平野明彦君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(平野明彦君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、6番三浦章君、9番鈴木幹雄君を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長(平野明彦君) ここで管理者から、招集のあいさつがあります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和2年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今回の定例会に提案いたします案件は、お手元の議案目録のとおり7議案となります。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げることといたしますが、十分なご審議をいただき、全議案とも原案どおり議決賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(平野明彦君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎日程第5 管理者の選挙

○議長(平野明彦君) 日程第5、管理者の選挙を行います。

管理者の任期が、令和2年4月29日をもって満了となりますので、選挙を行うものであります。組合規約第8条第2項の規定により、管理者は組合議会において関係市長の内からこれを選挙することとされております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に、投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたします。どなたか管理者の指名をお願いいたします。

粕谷智浩君。

○10番(粕谷智浩君) 管理者の選考につきましては、これまで木更津市の渡辺市長にお骨折りをいただいております。渡辺市長は管理者に就任以来、本組合発展のためにご尽力をされており、本組合の管理者として最適者でございます。よって、引き続き木更津市の渡辺市長を管理者に強く推薦をいたします。

○議長(平野明彦君) ただいま粕谷智浩君より、木更津市長の渡辺芳邦君を管理者に推薦する発言がありましたが、ほかに指名はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) ほかに指名がないようですので、お諮りいたします。

ただいま指名のありました渡辺芳邦君を、管理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認めます。よって、渡辺芳邦君が管理者に再選されました。会議規則第30条第2項の規定により、渡辺芳邦君に当選を告知いたします。

ここで、再選されました渡辺芳邦君に承諾のあいさつをお願いいたします。

渡辺芳邦君。

○管理者(渡辺芳邦君) 一言ごあいさつを申しあげます。

ただいま、議員の皆様方のご推挙によりまして、管理者を引き続き務めさせていただくことになりました。現在関係市が主体となり、共同処理事務のあり方及び今後の組合の方向性について検討しているところであり、このような大変重要な時期に管理者を務

めさせていただく責任の重さに、改めて身の引き締まる思いであります。

引き続き当圏域、関係市の発展、広域連携のためにも最大限努力を尽くす所存でございますので、皆様方には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申しあげまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(平野明彦君) 以上で、管理者の承諾のあいさつは終わりました。

なお、管理者に渡辺芳邦木更津市長が再選されましたので、組合同規約第6条第2項の規定により、木更津市の田中幸子副市長が、引き続き組合議員に就任いたしますのでご了承ください。

◎日程第6 議案上程

○議長(平野明彦君) 日程第6、議案上程を行います。

送付されました議案第1号ないし議案第7号を一括上程いたします。なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますのでご了承ください。

(参 照)

君広総第674号

令和2年1月16日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議長 平野明彦様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡辺芳邦

令和2年2月組合議会定例会に係る議案の送付について

令和2年2月13日開会の組合議会定例会に係る下記の議案を送付いたします。

記

- 議案第 1 号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 号 令和 2 年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 議案第 3 号 君津郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 職員の給与に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

◎日程第 7 提案理由の説明

○議長(平野明彦君) 次に、日程第 7、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、ご提案をいたします案件は、議案第 1 号から第 7 号までの 7 議案でございます。

以下、その案件につきまして、順次提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第 2 号でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 9 8 2 万円を追加し補正後の予算総額を、それぞれ 7 億 9, 9 1 0 万 9 千円にしようとするものでございます。

次に、議案第 2 号 令和 2 年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 0 億 5 7 7 万 1 千円に定めようとするものでございます。前年度の当初予算と比較いたしますと、2 億 2, 9 6 4 万 4 千円の増額、率では 2 9. 6 % の増となっております。

予算編成に当たりましては、関係市の厳しい財政状況を十分理解した上で、組合同規約第 1 条の目的を踏まえ、事務事業の緊急性及び重要度等を勘案するとともに、限られた財源を効率的に執行するための合理化の徹底を念頭に置き、必要最小限の予算編成を行ったものでございます。しかしながら、令和 2 年度につきましては、令和 3 年度に天羽

養護老人ホームの設置及び管理運営を社会福祉法人あたご会へ移行するため、新たな施設に係る施設整備補助金として2億3,628万8千円を計上したことから、大幅な増額となっております。

次に、議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございますが、地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第4号 職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 職員の給与に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和元年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の一般職の職員の給与の額等を改定するため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

最後に、議案第7号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてでございますが、君津郡市広域市町村圏事務組合議会選出の監査委員が欠けていることから、前田美智江氏を選任しようとするものでございます。

なお、細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり可決、同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

◎日程第8 議案審議

○議長(平野明彦君) 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、日程第8議案審議を行い

ます。初めに、議案第1号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第1号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明申し上げます。

別冊の令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書の1ページをご覧ください。第1条は管理者の提案理由の説明のとおり歳入歳出予算の総額に、982万円を追加しようとするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳入の主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金1項負担金1,201万9千円の増額は、養護老人ホームの入所者の減少に伴う養護老人ホーム措置費負担金の減額、児童発達支援センターの給付費単価の増額、及び昨年10月から3歳から5歳までの児童発達支援の利用者負担が無償化されたことに伴う、給付費負担金の増額による増額でございます。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料191万6千円の減額は、昨年10月から3歳から5歳までの児童発達支援の利用者負担の無償化による減額、及び夜間急病診療所の利用者が当初見込みより減少したことによる減額でございます。

同じく2款2項手数料5千円の増額は、診断書の発行数の増加に伴う増額でございます。

次に、3款県支出金1項県委託金7万5千円の減額は、千葉県障害児等療育支援事業として行っているつくしんぼ教室の対象者の減少に伴う県委託金の減額でございます。

次に、5款諸収入1項組合預金利子6千円の増額は、昨年10月までネット銀行の定期預金の利率が指定金融機関よりも高く設定されていたため、当該定期預金の利息による増額でございます。

同じく、5款2項雑入29万7千円の減額は、児童発達支援センター職員の育児休業、退職、及び昨年の台風による休園による、職員の給食費の自己負担分の減額でございます。

次に、6款財産収入1項財産売払収入7万8千円の増額は、教育委員会の廃止に伴い視聴覚に係る資機材をインターネットオークションにより売却した、売り払い収入の増額でございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出の主なものについてご説明いたします。1款議

会費 1 項議会費 2 万 7 千円の増額は、人事院勧告等による一般職人件費の増額でございます。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 9 万 9 千円の減額は、複合複写機の入れ替えに伴う経費の増額、職員共同研修の講師に係る委託料の執行残による減額でございます。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 7 万 6 千円の増額は、人事院勧告等による一般職人件費の増額などによる増額でございます。

同じく、3 款 2 項児童福祉費 1, 2 2 8 万 8 千円の減額は、育児休業中の職員が復帰しなかったことや職員の退職による一般職人件費の減額、臨時保育士の採用ができなかったことによる臨時職員雇上料の減額などによる減額でございます。

同じく、3 款 3 項老人福祉費 4 0 万 4 千円の増額は、介護サービスの利用者が当初見込みより増加したことによる扶助費の増額などによる増額でございます。

次に、4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 3 万 6 千円の減額は、昨年の台風の影響による夜間急病診療所の休診に伴う、委託料の減額などによる減額でございます。

最後に、5 款予備費 1 項予備費 2, 1 8 3 万 6 千円の増額は、歳入補正額から歳出補正額を差し引いた額の増額でございます。

なお、5 ページから 1 0 ページにかけて補正予算に係る事項別明細書を、1 1 ページから 1 7 ページにかけて、補正予算給与費明細書を掲載しております。私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第 1 号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第 2 号)を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第2号 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

別冊の令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合予算書の1ページをご覧ください。第1条は、管理者の提案理由の説明のとおり、歳入歳出予算の総額を10億577万1千円に定めようとするものでございます。

第2条は、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、流用できる経費を定めるものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金1項負担金9億727万9千円は、一般管理費の減額に伴う関係市負担金の減額、養護老人ホームの入所者の減少に伴う養護老人ホーム措置費負担金の減額、児童発達支援センターの給付費単価の増額、昨年10月から3歳から5歳までの児童発達支援の利用者負担が無償となったことに伴う児童発達支援センター給付費負担金の増額に加え、天羽養護老人ホームの民間移行に伴う令和2年度限りの補助金に係る老人福祉施設整備費負担金により、対前年度比2億26万6千円の増となっております。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料3,082万7千円は、昨年10月から3歳から5歳までの児童発達支援の利用者負担が無償となったことによる減額、夜間急病診療所の利用者の増加による増額など差し引きで、対前年度比66万9千円の減となっております。

次に、同じく2款2項手数料4千円は、夜間急病診療所における診断書作成の手数料で、前年度と同額となっております。

次に、3款県支出金1項県委託金79万3千円は、千葉県障害児等療育支援事業として行っているつくしんぼ教室に係る県委託金で、前年度と同額となっております。

次に、4款繰越金1項繰越金6,500万円は、令和元年度の歳計剰余金で対前年度比3千万円の増となっております。

次に、5款諸収入1項組合預金利子千円は、銀行の預金利子で前年度と同額となっております。

同じく、5款2項雑入186万7千円は、保育実習生の受入謝金の増などにより、対

前年度比4万7千円の増となっております。

次に、予算書の3ページをご覧ください。歳出の主なものをご説明いたします。1款議会費1項議会費1,102万2千円は、一般職人件費の増額により、対前年度比12万3千円の増となっております。

次に、2款総務費1項総務管理費1億3,719万2千円は、職員の減少に伴う減額などにより、対前年度比2,124万7千円の減となっております。

同じく、2款2項監査委員費32万6千円は、監査関係費の減額により、対前年度比千円の減となっております。

次に、3款民生費1項社会福祉費1,256万7千円は、臨時職員の制度が変更になり会計年度任用職員制度になることに伴う増額などにより、対前年度比53万4千円の増となっております。

同じく、3款2項児童福祉費2億500万2千円は、臨時職員の制度が変更になり会計年度任用職員制度になること、及び施設の外壁の改修などに伴う増額により、対前年度比1,103万2千円の増となっております。

同じく、3款3項老人福祉費3億9,550万1千円は、施設整備補助金の支出に伴う増額などにより、対前年度比2億3,783万2千円の増となっております。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2億3,416万1千円は、夜間急病診療所の委託料の見直しなどにより、対前年度比137万1千円の増となっております。

次に、5款予備費1項予備費1,000万円は、前年度と同額となっております。

なお、5ページから14ページにかけて、歳入歳出予算事項別明細書を、15ページから18ページにかけて関係市負担金の内訳を、19ページに老人福祉施設整備費負担金の内訳を、20ページから29ページにかけて給与費明細書を、30ページに天羽養護老人ホームの民間移行に伴う施設整備補助金に係る債務負担行為の支出予定額等に関する調書を掲載しております。補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第2号 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。この条例は、地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律が制定され、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、新たに制定しようとするものでございます。

第1条は趣旨について、第2条は給与の種類について、フルタイム会計年度任用職員は、給料、各種手当及び期末手当を、パートタイム会計年度任用職員は、報酬及び期末手当を支給すること、第3条は給与からの控除に関することについて、1ページから4ページの第4条から第16条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当に関する詳細について、4ページから9ページまでの第26条を除く第17条から第28条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する詳細について、第26条は、管理者が特に認める会計年度任用職員の給与について規定しております。

9ページをご覧ください。附則第1項は、この条例の施行日を令和2年4月1日からにしようとするものでございます。第2項は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正で、第3条の減給の効果は会計年度任用職員にも及ぶものですが、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務、時間外勤務及び休日勤務に係る報酬は減額しないこととするものでございます。

9ページから10ページの第3項は職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、フルタイム会計年度任用職員が育児休業を取得できるようにすることなどを追加しようとするものでございます。第4項は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、第17条の文言の整理をしようとする

ものでございます。第5項は君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、フルタイム会計年度任用職員を、人事行政の運営等の状況の公表の対象に加えようとするものでございます。

なお、附則による改正条例の新旧対照表につきましては、議案参考資料の1ページから7ページまでに掲載しております。補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号 職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第4号 職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の14ページ、15ページをご覧ください。今回の改正は、成年後見制度が見直され、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定、いわゆる欠格条項を設けている法律の改正が行われたこと、及び会計年度任用職員制度が創設されたことから関係条例の整備をしようとするものです。

第1条は職員の給与に関する条例の一部改正で、第8条では会計年度任用職員の給与に関する規定を別の条例で定めようとするものでございます。第17条及び第18条は、欠格条項に係る部分を削除しようとするものでございます。

次に第2条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、第4条に会計年度任用職員の休職の期間に係る条文を加え、第6条は地方公務員法の改正による引用条文のずれを改めようとするものでございます。

この条例は、会計年度任用職員制度に係る改正部分については、令和2年4月1日から、それ以外の部分は公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の8ページから11ページまでに掲載しております。補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第4号 職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号 職員の給与に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第5号 職員の給与に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。今回の改正は令和元年の人事院勧告等を踏まえ、本組合の一般職の職員の給与の額等を改定するため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

まず、第1条は職員の給与に関する条例の一部改正で、第18条では勤勉手当の算定に係る率について、100分の92.5を6月支給分は100分の92.5に、12月

支給分は100分の97.5にしようとするものでございます。

また、16ページから20ページまでの別表第1の行政職給料表の1級から4級の職員に対し、平均改定率0.2%の引き上げをしようとするものでございます。

次に、第2条は職員の給与に関する条例の一部改正で、第10条の3第1項に規定しております住居手当の支給対象となる家賃額の下限を、4千円引き上げ1万6千円にし、第2項では住居手当額の上限を、千円引き上げ2万8千円に定めようとするものでございます。

第18条は勤勉手当の算定に係る率について、6月支給分の100分の92.5、12月支給分の100分の97.5を100分の95にしようとするものでございます。

次に、20ページから21ページの第3条は、君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第6条の給料表の1号給を37万4千円から37万5千円に、第7条第2項は、特定任期付職員に対する期末手当の算定に係る率について、6月支給分は100分の167.5に、12月支給分は100分の172.5にしようとするものでございます。

次に第4条は、君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第7条第2項の期末手当の算定に係る率について、6月支給分の100分の167.5、12月支給分の100分の172.5を100分の170にしようとするものでございます。

附則でございますが、第1項はこの条例の施行期日等で、第1条及び第3条の条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用しようとするもの、また、第2条及び第4条の条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、2項は住居手当額が2千円を超える職員で今回の改正により減額となってしまう職員については、1年間の経過措置を設けるものでございます。第3項は給与の内払いについて、規定するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の12ページから21ページまでに掲載しております。補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第5号 職員の給与に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例等の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の23ページをご覧ください。今回の改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係する3本の条例の整備をしようとするものでございます。

まず第1条は、君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例の一部改正で、工業標準化法の一部が改正されたことに伴い、別表の備考にある日本工業規格を日本産業規格に改めようとするものでございます。

第2条は、君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部改正で、同様の理由から別表第2の備考にある日本工業規格を日本産業規格に改めようとするものでございます。その他、6条と第7条の文言の整理を行おうとするものでございます。

次に、第3条は君津郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の一部改正で、同様の理由から別表の備考にある日本工業規格を日本産業規格に改めようとするものでございます。この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の22ページから25ページまでに掲載しております。補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例等の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(平野明彦君) 次に議案第7号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により11番前田美智江君の退席を求めます。

(11番前田美智江君 退席)

○議長(平野明彦君) 議案第7号については人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

議案第7号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。11番前田美智江君の入場をお願いいたします。

(11番前田美智江君 入場)

○議長(平野明彦君) ここで、ただいま監査委員に選任されました前田美智江君に、就任のごあいさつをお願いいたします。

○監査委員(前田美智江君) ただいま、皆様方のご同意をいただきまして、君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員に選任をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後は組合の監査委員として、職務の重要性を十分認識いたしまして、厳正かつ公平に職責を全うしていきたいと考えております。

つきましては、皆様方のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが監査委員就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(平野明彦君) 以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○議長(平野明彦君) ここで閉会にあたりまして、管理者からあいさつがあります。
渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、提案いたしました全議案とも原案どおり議決をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本組合の運営につきまして、今後とも皆様方のご支援、ご協力をお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(平野明彦君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎閉 会

○議長(平野明彦君) これをもちまして、令和2年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後4時49分 閉会